○外務省告示第百十九号

平成二十六年三月二十四日にネーピードーで、カヤー州ロイコー総合病院整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カヤー州ロイコー総合病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十九億四千五百万円
3　贈与の供与期限　平成三十年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使
ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十六年四月八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十号

平成二十六年三月二十四日にネーピードーで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億三千万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使
ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十六年四月八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十一号

平成二十六年三月二十四日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国における「ラカイン州、カチン州及び北部シャン州における避難民に対する緊急食糧支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ラカイン州、カチン州及び北部シャン州における避難民に対する緊急食糧支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十億円
3　署名者
日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使
ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣
世界食糧計画側　ドム・スカルペッリ在ミャンマー事務所代表

平成二十六年四月八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十二号

平成二十六年三月二十四日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国におけるカチン州及びラカイン州における避難民の子供に対する緊急支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カチン州及びラカイン州における避難民の子供に対する緊急支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億円
3　署名者
日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使
国際連合児童基金側　シャリニ・バウグナ在ミャンマー事務所副代表

平成二十六年四月八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十三号

平成二十六年三月二十四日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国における「ミャンマー南東部、ラカイン州、カチン州及び北部シャン州における避難民援助計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ミャンマー南東部、ラカイン州、カチン州及び北部シャン州における避難民援助計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億円
3　署名者
日　本　側　沼田幹男在ミャンマー大使
国際連合難民高等弁務官事務所側　伊藤礼樹在ミャンマー事務所代表代行

平成二十六年四月八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十四号

平成二十六年三月二十五日にダカールで、ダカール州郊外中学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ダカール州郊外中学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十二億九千万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　北原隆在セネガル大使
セネガル側　アマドゥ・バ経済・財政大臣

平成二十六年四月八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百二十五号

平成二十六年三月二十五日にダカールで、ファティック州教員研修センター整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がセネガル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ファティック州教員研修センター整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　六億四千二百万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　北原隆在セネガル大使
セネガル側　アマドゥ・バ経済・財政大臣

平成二十六年四月八日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第五百二十九号

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年四月三日農林水産省告示第五百二十六号（獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

二の表北海道農業共済組合連合会研修所臨床研修診療施設群の項中「

道南農業共済組合駒ヶ岳大沼家畜診療所	
道南農業共済組合東部家畜診療センター	
道南農業共済組合長万部家畜診療所	
道南農業共済組合今金家畜診療所	

」を

道南農業共済組合駒ヶ岳大沼家畜診療所	
道南農業共済組合東部家畜診療センター	
道南農業共済組合長万部家畜診療所	
北海道白老郡白老町	
北海道勇払郡安平町	

」に改め、「

いぶり農業共済組合中部家畜診療所	
いぶり農業共済組合北部家畜診療所	

」を削り、同項所在地の欄中「北海道勇払郡むかわ町」を「北海道勇払郡厚真町」に改め、

北海道茅部郡森町	
北海道二海郡八雲町	
北海道山越郡長万部町	
北海道瀬棚郡今金町	
白老町	
安平町	

」を削り、同項所在地の欄中「北海道二海郡八雲町」を「北海道茅部郡森町」に改め、

北海道野付郡別海町	
北海道野付郡別海町	
北海道野付郡別海町	

」を削り、同項中

根室地区農業共済組合上春別家畜診療所	北海道野付郡別海町
根室地区農業共済組合中春別家畜診療所	北海道野付郡別海町
根室地区農業共済組合中西別家畜診療所	北海道野付郡別海町

」を削り、同項診療施設名の欄中

「根室地区農業共済組合西春別家畜診療所	根室地区農業共済組合西部事業センター

」を

「根室地区農業共済組合別海家畜診療所	根室地区農業共済組合南部事業センター

」に改め、同項中「

根室地区農業共済組合計根別家畜診療所	北海道標津郡中標津町

」を削り、同項診療施設名の欄中「根室地区農業共済組合中標津家畜診療所」を「根室地区農業共済組合北部事業センター」に改め、同項中「

根室地区農業共済組合標津家畜診療所	北海道標津郡標津町

」を削る。